

坂出市公害防止条例施行規則 別表第2（第3条関係）

騒音に係る指定施設

番号	施設名
1	金属加工機械 イ 圧延機械（原動機の定格出力が22.3キロワット以上のものに限る。） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.7キロワット以上のものに限る。） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ホ 機械プレス（呼び加圧能力が30重量トン以上のものに限る。） ヘ せん断機 ト 鍛造機 チ ワイヤーフォーミングマシン リ ブラスト（タンブラスト以外のもので、密閉式のものを除く。） ヌ タンブラー ル 平削盤 オ 型削盤 ワ 自動旋盤 カ 高速度切断機 ヨ 研磨機 タ 自動やすり目立機
2	空気圧縮機および送風機（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
3	土石用または鉱物用の破砕機，摩砕機，ふるい機および分級機（原動機の定格出力が7.4キロワット以下のものに限る。）
4	繊維機械 イ 織機（原動機を用いるものに限る。） ロ 工業用動力マシン（同一事業場に10台以上設置されているものに限る。）
5	建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントをのぞき混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。） ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。） ハ コンクリートブロック製造機 ニ コンクリート柱，管製造機
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.4キロワット以上のものに限る。）
7	精穀機（原動機の定格出力が3.7キロワット以上のものに限る。）

8	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チツパー ハ 碎木機 ニ 帯のご盤（原動機の定格出力が 0.7 キロワット以上のものに限る。） ホ 丸のご盤（原動機の定格出力が 0.7 キロワット以上のものに限る。） へ かな盤（原動機の定格出力が 0.7 キロワット以上のものに限る。）
9	抄紙機
10	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
11	合成樹脂用射出成形機
12	鋳造型機（ジヨルト式のものに限る。）
13	コルゲートマシン
14	集じん装置（遠心力を利用した機械式集じん装置に限る。）
15	クーリングタワー（原動機の定格出力が 1.4 キロワット以上のものに限る。）
16	冷凍機（原動機の定格出力が 3.7 キロワット以上のものに限る。）
17	直火炉（液体燃料を使用するもので、バーナーの最大燃焼能力が 1 時間当たり 20 リットル以上のものに限る。）

備考 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の指定地域内に設置する同法第 2 条第 1 項に規定する特定施設は除く。